

金山町結婚新生活支援事業 新婚生活を支援します！！

※補助金の予算に限りがありますので、お早めにご連絡ください。

※補助金の申請を希望される方は、事前にご相談ください

❖対象経費

- ▶住居費用(住宅取得費用又は住宅賃貸費用)
- ▶引越費用(引越業者、運送業者へ支払った額) ▶リフォーム費用
- ▶補助額・・・夫婦ともに 39 歳以下の場合、1 世帯あたり上限 30 万円
夫婦ともに 29 歳以下の場合、1 世帯あたり上限 60 万円

❖対象世帯・・・次の要件を満たす方

- ▶令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦
- ▶対象期間内に婚姻届けを提出し、対象となる住宅が金山町内にあること
- ▶夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ▶夫婦の合算した所得が 500 万円未満であること
(貸与型奨学金を返済している場合は裏面のとおり)
- ▶令和8年3月31日までの間に金山町の住所に夫婦又は夫婦のいずれかが転居届又は転入届を受理されていること
- ▶夫婦ともに、町税等(各種保険料、使用料を含む)滞納がないこと
- ▶他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ▶過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと

❁ 申請手続きの流れ

① 申請書類の提出…令和8年3月10日までに、次の書類を不備なくそろえてご提出ください。

	確認欄	提出書類
1		金山町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
2		戸籍謄本
3		住民票 (結婚を機に新たに取得又は異動後の住民票とし、世帯全員の記載のあるもの)
4		所得証明書 (申請日時点における直近の夫婦の所得証明書に限る)
5		納税証明書 (申請日時点における直近の納税証明書に限る)
※6		貸与型奨学金の返済額が分かる書類 (貸与型奨学金を返済している場合)
※7		住宅の売買契約書の写し (住居費における購入の場合)
※8		住宅の賃貸借契約書の写し (住居費における賃貸借の場合)
※9		住宅(住居)手当支給証明書(様式第2号) (住居費における賃貸借の場合)
※10		引越に係る領収書 (引越費用の場合)
※11		リフォームに係る領収書 (リフォーム費用の場合)
※12		住宅の購入または賃貸借に係る領収書 (住居費における購入または賃貸借の場合)

※6から※12に該当する方は、「※」の書類も併せて申請してください。

② 町から交付決定通知書の送付…金山町から申請者へ審査結果を通知します。

③ 交付請求書の提出…交付決定通知を受け、「補助金等交付請求書(様式第1号)」に必要事項を記入して、総合政策課政策推進係までご提出ください。

④ 補助金の振込…内容を確認し、町の支払日に請求された金額を申請者へ振り込みます。